

勝山健雄著
久保季茲 閱

祭典略解

別記

明治十七年十月
勾璉舍藏

祭典略解別記

高杜神社祠官 勝山健雄謹撰

中教正 久保季茲 閱

潔齋之事

三代格に應殊加檢察敬禮四箇祭事云々特致潔齋慎令祭祀
また改仰齋日事右據令條凡祭祀云々其散齋之内不得吊喪
問病食実不判刑殺不決罰罪人不作音樂不預穢惡之事云々
自今以後永爲恒例とあり又大神宮儀式帳に禰宜仁卜食定
補任之日云々後家之雜罪祓淨忌火飯食互見目聞耳言辭齋
散云々又神功紀に皇后選吉日入齋宮親爲神主ふとある以
て神事に關する時は先衣服を改め身褻をなし忌屋に籠る附
ては耳に聞目に見口に言ふ言葉等に至る迄不祥の事とは

祭典略解別記

忌慎むべきを悟るべし又延喜式神嘗祭條に齋十八箇日尋常齋三箇日當此時自一日至十八日齋但舉哀改喪限月內忌之とあり又令義解に散齋一月謂仲冬之月致齋三日謂自卯其辰日以後即爲散齋故下また一月齋爲大祀謂上條云散齋云致齋前後兼爲散齋也無散齋其致齋者皆在散齋限內也三日齋爲中祀一日齋爲小祀とあるをて潔齋すべき日數に定まる法令あるとを辨知るべし又大神宮儀式帳に職掌供奉禰宜之任日忌火飯食忌慎云々また禰宜内人物忌等職掌行事の條に雜罪祓淨忌火飯食云々又年中行事秘抄に舊記云垂仁天皇之代倭姫皇女爲伊勢大神御杖代云々折木枝刺合出火炊云々故每至神態鑽火炊爨謂之忌火良有以也者とあり又玉葉に神宮之習不用火打用火切など見はたるが如く神事潔齋の時には切

火とて檜の厚板にて燧白を造り又檜或山枇杷など云木にて燧杵を作りて鑽いたしたる火を用ゐる古例なり古事記に櫛八玉神海布之柄を以て燧白を作海尊之柄を以て燧杵を作火を鑽出し給ひしよし見はたれど此は畏き神の御態にして今この法を用ゐべきと難し古事記傳に伎留といふに説置れき實にさるとなるべし今のは輾磨ると同言なるよし横に檜杉或は松櫻等の厚五分位の板を切出す様を見るに去りて茶間一尺ばかりなるを本方を先とし茶中に葉を切こみたるを彼白板の穴に錐をもひが如く揉入る時を輾磨る勢にて茶中の葉に火の移れるを着木に移し取てなり延喜式臨時祭の條に國造奏神壽詞云々凡觸穢惡事應忌者云々其喫食三日云々とあり又古老口實傳に正員禰宜不食四足類者也雖爲權任宮中宿館齋日不可食食之由格式文分明也謂穴者如狐兔穴也故祭とあり又昇殿日不食酒肉百神以魚祭替也云々

五辛等也云々見申或人云新嘗祭中和院の饗膳に蒜英根
ふなり然は五辛肉食を忌は佛家精進の説に出たるには麝香
社家に其禁忌なきものかありされと潔齋の時には麝香
入の薬を忌むよしあれば五辛な
をば食せざるよかるべし

神籬太玉串八重賢木之事

神代紀に高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境
當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宣持天津神籬降於葦原
中國亦爲吾孫奉齋焉乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之是時
天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當
猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡云々とありて又古語拾遺に
爰仰從皇天二祖之詔建樹神籬所謂高皇產靈神皇靈魂留產
靈生產靈足產靈大宮賣神事代主神御膳神己上今御巫所奉
齋也と見ゆたり就て按に神籬を起して神祇を鎮祭るとは

掛卷も畏き天照大御神高皇產靈大神二柱の大詔勅に依て
神日本磐余彦命の大御代に所謂神祇官入神殿に入柱の大
神を鎮祭と給ひしを以濫觴とすべきや天照大御神先
上に於て御自ら齋庭の稻穂をもて豊受姫大神を齋祭り給
ひし御時に神籬を起し給ひしならんと推量するれど古
典に其確證なければ果して然りとは云かたしき物也又
もあれ始て神祇を鎮祭る時にには必神籬をば起べき物也
崇神天皇紀に以天照大神託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑仍立
磯城神籬神籬此云云などあるを思合て神祇を始て齋奉る祭
典の時を必神籬を起樹すべき物たるを悟るべし因云神
物も上古は神功の枝に玉鏡青白の和紗等を取着て差立しな
るべし神籬なる神功の枝に取掛給ひし神籬に齋置給ひし
に其鏡后に石と化して今尚鏡宮の御神木綿と齋奉る由
肥前風土記に見たり又神樂宮に神籬なる木を垂る由誰
代にか神の御室に齋初らんと云れは神籬なる木を垂る由誰
なるか明らむ御室に齋初らんと云れは神籬なる木を垂る由誰
べし六人部翁は就て室に齋初らんと云れは神籬なる木を垂る由誰

籬の物懸り坐す所に鏡座す大神を招奉る祭典の時に其御
 籬の神懸り坐す所を以て山形を錦包の宮に納めたり此
 乃の神懸り坐す所を以て山形を錦包の宮に納めたり此
 社の内陣に納むるを以て御形代の無らん神社にてはかくす
 るべき又太玉串のと大神宮儀式帳に太玉串並天八重佐
 加伎乃元發由者天照坐大神乃高天原御坐時爾素盞鳥尊依
 種々荒惡行事天磐戸閉給時仁八十萬神會於天安河邊計其
 可禱之方時仁天香山仁立留堀真坂樹上枝懸八咫鏡中枝
 懸八咫鏡乃曲玉下枝懸天真麻木綿豆種々祈申支此今賢木
 懸木綿太玉串止號之以此天乃八重佐加伎并禰宜乃捧持太
 玉串爾大中臣隱侍豆天津告刀乃太告刀乃厚廣事遠多々倍
 申玉串發由如件亦父毛子共忌慎供奉とあり又神名秘書に
 舊記曰云々五百箇御統玉奉懸賢木枝也云々天岩戸開之時

太玉命捧持寶玉是也玉串内人奉仕眞賢木五百御統玉之縁
 是也とあり又萬葉十三に吾屋戸爾御諸乎立而齋戸乎居竹
 玉乎無間貫垂云々と見は又景行天皇紀又仲哀天皇紀に賢
 木の枝よ玉鏡劔を取着て天皇命ふ献れる事などあるを想
 合せて考るに太玉串と稱するものへ上古神代の時へ云も
 更なり中昔の頃までも神の枝よ玉鏡木綿等を取着て奉れ
 る故に太玉串と稱ると明けし然るを後世に至り其製と畧
 て眞玉に易るに竹玉を用ゐ漸畧ては木綿のみ附るととな
 りたれど其名稱をば尙古のまゝよ太玉串と云ると明けし
 太玉串の名義の太は告刀太幣なと云と同しく其物を稱
 ていふ辭なり玉串と云は總て物の美麗を稱して玉と云る
 事あり古の恒なるは此も然る事と誰も思執つれど爾に
 り玉と鏡と彼上枝よ曲玉を取着たり玉なるを爾三種の玉
 稱べきにあらざれの上枝なりし玉なるを爾三種の玉と
 稱べきにあらざれの上枝なりし玉なるを爾三種の玉と

るなり其は此玉申なる神葉をさして中昔の哥とも鏡葉
 と賦るは即彼八咫鏡を取掛たりし謂によれるともなり又枝
 葉ある神を申といんといかと思ふべけれと惣て申と
 は物を貫たる物の名なるを彼玉鏡木綿などを取着たる状
 の物を貫たるが如く見ゆる延暦儀式帳に禰宜内人物忌等
 より申とは呼つるなるべし
 引率正殿院參入御内淨仕奉畢山向物忌之天八重佐加伎令
 立林飾奉並宮之御垣之廻令差立林飾奉之即從宮司宛木綿
 令掛附奉云々又大神宮年中行事に今日内院南面番垣並玉
 串及四御門合三重玉垣奉差御神是公候氏又奉差其員數百
 是山向内人之役也とあり又延喜式に定齋宮云々神部以木
 綿着賢木立殿四面及内外門と見たり然は八重賢木は神
 殿の四面に何重にも差立る神なると明白也八重佐加伎名
 翁の説に八重とい立林したる狀の幾重も重疊る上に就
 ての名なりと云れしは受かたし又倭名抄には龍眼
 木の佐加伎とせられしは受かたし又倭名抄には龍眼
 木を佐加伎とせられしは受かたし又倭名抄には龍眼

此樹信祭神之靈木未聞西土有此種故不借漢名與松柏之品
 異矣とあれバなり殊よ今用る神の不淨を忌となとをも察
 しふべ

幣帛並青和妙白和妙之事

古事記に天香山之五百津眞賢木矣根古士爾許士而於上枝
 取著八尺勾瓏之五百津之御須麻琉之玉於中枝取繫八咫鏡
 於下技取垂白丹寸手青丹寸手而此種々物者布刀玉命布刀
 御幣登取持而云々又延喜式大忌祭の祝詞に奉流宇豆乃幣
 帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈御馬御酒者瑟能閉
 高知瑟能腹滿雙云々大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾
 住物者鱸能廣物鱸能狹物與津藻菜邊津藻菜爾至萬岳云々
 如此奉宇豆乃幣帛手安幣帛能足幣帛止云々なとある以て
 幣帛と稱るハ何物にまれ神に獻る物の總名なると炳し扱

かく種々の物をとりすべて美豆久良としも云る故は御手倉の義なるべし其は神樂歌に幣帛に成まじものを皇神の御手よ採れて副副まじをとりあり末の句普通本には奈津佐解かたし改たり此歌の意は幣帛に成まほしき者なり最も貴き皇神の御手に採れまつりて親く副副まつらんものをと云意也依て按るに美手ハ神の御手なると明けし又久良は倉の義なりと云る故ハ貞觀儀式に倉代十興と見ハ又續後紀に倉代物五十荷などある倉代に同じ倉代とは神物にまれ大御許よ納置給ふ料の代物を云へりろは今乃俗よ品物を續置處を倉又土藏なを云に同じ又千座置座なを云も物を載置料の臺なり又蜻蛉日記に美豆具良一夾二夾と見ハ又故に云る名なり又蜻蛉日記に美豆具良一夾二夾と見ハ又大神宮年中行事に寮幣者長串用紙挾也とあり古は神衣料の和妙荒妙を挾て献りしを又年中行事歌合に神祭るう後紙に易られし者なるへし

つきの榊をり添て梅の宮おに立る御幣などあるを想合せて按るに上世は御手倉として獻る玉鏡は更なり御衣料の和妙荒妙を始め御酒御饌代の物に至るまで供進る種々をばみな大神の御手に執納給ふにたより宜からん爲に榊に取着或串に挾て進りしならん中昔の頃まても人に贈る物送りし由哥物語よ多く見たり此は松梅枝などの取附ても枝又竹の葉なを今世にも年の始に人に贈る品には松の小枝爲も此古實より出たるなるべし又云神酒を榊に附或は串に挾しと云といかあらんと思ふもありなんされと大嘗祭式各執酒柏とある處の注に所謂酒柏者以弓弦葉挾白木四重別四枚在左右と見ゆ此に以弓弦葉云々ありみても白木の串に夾みしを後弓弦葉は柏葉に堅酒を包れ今も吾信乃國に夾みしを後弓弦葉は柏葉に堅酒を包れ盛て神に獻り國に夾みしを後弓弦葉は柏葉に堅酒を包れ緒掛の附たる古器を既よ吾家にも所藏せり此即神酒を右に榊

に附たる又云往古より御手久良といふ詞に幣帛の文字を
 確證たる故は思ふに神衣料の和多閉荒多閉の絹布を以
 て主とするが故なるべし字彙に幣帛皮帛又帛和又其麻さ
 絲以爲布帛などあるを思へし
 て青丹伎氏と云るは眞麻もて織れる布をも未織ざるをも
 云り又此をして青丹伎氏と云る故は其色の青ければなり
 白爾岐氏と云るは穀ちふ木の皮をさきて麻布の如く織た
 るをも未織ざるをも云り此を白爾岐氏と云るも其色の白
 ければなり又爾岐氏と云るは爾岐多倍の約言也爾岐多倍
 とは和細布の義也神祇令和多閉荒多閉と見ぬ又萬葉三
 々なとあるも同じ多倍と云るに爾岐多倍の約言也爾岐多倍
 云々以三河赤引調糸神衣織麻績連等麻績而敷和御衣部等
 奉とあり又式の同條に和妙者服部氏荒妙衣者麻績御衣部各
 自潔戒始九月一日織作と有を對云の語のみ布の中よ布を
 妙と云り此は絹と布とを對云の時見れば絹と布とを荒各

をば和妙と云ふ思ひきをば荒妙と云ふ又云麻布を青和妙穀布
 を白和妙と云る徵は古語拾遺に令長白羽神伊勢國麻績祖
 今俗衣服謂之
 縁なり此種麻以爲青和幣古語爾
 令天日鷲神津咋見神穀木種
 殖之以作白和帶是木綿也巳上二
 令天羽槌雄神祖也遠織文
 布天棚機姫神織神衣所謂和衣古語爾
 云々とあり又樞原大
 宮造の段に天日鷲命之孫造木綿及麻並織布古語阿
 仍令天
 富命日鷲命之孫求肥饒地遣阿波國殖穀麻種其囊今在彼
 國當大嘗之年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻殖之縁也
 と有もて炳し又日本紀岩屋戸之章に下枝懸以天日鷲所作
 木綿とある同物也古語拾遺に白和幣の下に木綿と云る
 注せられしかば穀布を合たる上を差て
 加如く聞ゆれと書紀穀布麻布の二種をさして由布と云る例
 多し尙木綿垂の條に云
 るをも合見て知べし

大麻並切奴佐之事

古事記に取國之大奴佐、而種々求生剝逆剝阿離溝埋尿戸上
 通婚下通婚馬婚牛婚鷄婚犬婚之罪類、爲國之大祓、而云々と
 見江たるが如く天下に不時凶災害ある時は諸國に命令を
 下し給ひて生剝逆剝等の惡事をなせる罪犯者を求て其家
 々より麻一條を出さしめて國大祓ちふとを行給ふ時に用
 ぬる奴佐なるを以て大床とは云るなりうは神祇令に凡諸
 國、須大祓者每郡出刀一口皮一張鍬一口及雜物等戸別麻一
 條とあるもて詳なりかく家々より麻を出さしめて奴佐と
 して大祓を行ふ故に麻の一名をはらひ草とも云るよし故
 事要言ちふ書にみ江たり今世返麻と稱する物の製をみる
 る物と又小麻とて丈一尺餘の申に麻と切垂とを付ると心得難
 物との二種ありされど大麻よ由布を付ると心得難と殊に

神を用ゐる時、三尺は製神籬にまぎれ安し就て按るに大
 は、桃の若枝の三尺は、何を以て云うと麻と稱する物の製を
 菅乎本、菊を断末、菊切、何針、取、辟、云、々、故、を、思、ふ、べ
 又、岐、命、黄、泉、國、よ、逃、還、邪、氣、を、拂、ふ、功、有、る、故、也、そ、は、伊、邪、
 實、三、を、給、ひ、て、御、盥、湯、行、事、の、條、よ、引、雷、神、逃、歸、り、し、古、事、も
 又、切、奴、佐、の、と、神、祇、令、に、切、木、綿、と、も、切、麻、と、も、載、ら、れ、た、る
 を、思、ふ、に、麻、に、ま、れ、由、布、に、ま、れ、又、は、五、色、絹、み、ま、れ、子、細、に、截
 断、した、る、物、を、云、る、稱、な、る、と、炳、し、扱、此、切、奴、佐、ち、ふ、物、は、い、か
 なる、時、に、用、ぬ、る、奴、佐、ぞ、と、云、に、旅、行、す、る、人、國、の、境、ま、た、峠、な
 ど、越、る、時、其、國、其、山、の、神、に、手、向、奉、る、幣、帛、の、料、也、故、に、貫、之、抄
 に、志、ら、雪、を、空、に、ぬ、さ、と、ぞ、手、向、け、る、春、の、境、に、年、の、越、れ、ば、と
 あり、此、哥、の、年、ち、ふ、男、が、春、の、境、を、こ、ゆ、る、に、付、て、自、雪、を、奴、佐
 あ、や、な、し、て、空、ち、ふ、神、よ、手、向、ま、つ、り、し、な、ら、ん、と、雪、降、さ、ま、を
 て、賦、哥、也、又、五、色、の、絹、を、切、奴、佐、と、せ、し、と、の、徴、は、此、度、は、ぬ、さ

も取あへず手向山紅葉の錦神のまにまにとある以詳也又
麻の葉を截斷して切奴佐とせしともあるなるべしうは後
拾遺に思ふとみなつきぬとて麻の葉を切にきりても祓つ
るかなといふ哥あり依て思ふに六月祓には麻の葉の切奴
佐など用おるもよかりなん

注進繩木綿垂之事

古事記に布刀玉命以尻久米繩控渡其後方云々とあり又古
語拾遺に爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿則天兒屋命太
玉命以日御綱今斯利久米繩廻懸其殿云々とありて又日本
紀に中臣神忌部神則界以端出之繩繩左繩亦云端出此など
あるを想合て按るに斯梨俱梅繩は尻籠繩の義なるべし久
古はまたしき通音なり殊に纂疏に端出者絢索而不整雪其

所餘之芒端也とあればなり皇國の古典は元來借文字なれ
古事記に雪尻久米と書れし尻お文字に泥みて解がたけれ
纂疏に雪尻久米と書れし尻お文字に泥みて解がたけれ
絢索なる故に端出と書りお文字に泥みて解がたけれ
を以て左繩に絢も例なり故にト部氏の説にうたざる其端
五よして成義也此を左繩にす天道は左旋する意なりと
ゆみ今是を志米といふは畧語也又云繩は直の義なりとぞ纂
疏に繩者直之義神道以直爲本云々と見たり又此繩に白
紙を以て四垂八垂に截斷したるを挾む此を木綿垂と云へ
り木綿とは穀ちふ木の皮を以て織る布を云へる也又垂と
は下に垂るを以いふ名なりうは萬葉三祭神歌に奥山乃
賢木之枝爾白香付木綿取垂而云々又拾遺集に石上ふるや
壯士乃太刀もかな組の緒垂て宮路通むとあるを以知るべ
し又木綿とは穀皮を云る名なりとの證は古語拾遺に令天

日鷲神以津咋見神穀木種殖之以作白和幣とある處の自注
 には木綿也と見ゆ又豊後風土記に速見郡柚富郷此郷之中
 栲樹多生常取栲皮以造木綿因曰柚富とあり又和名抄に穀
 加知木名也とあり字彙云穀皮可爲紙然陸璣云荆陽謂之楮然は穀は今世紙に漉
 る楮ちふ物なると明けし又取栲皮以造木綿とあれば此も
 同物なり扱この木皮は其色甚白して力强き物なるか故に
 上古専ら布に織なし繩にも綯て普く用おし由也ろは古事
 記に多久豆怒能斯路伎多佗牟伎云々萬葉三に栲角乃新羅
 國從云云又廿二多久頭怒能之良比氣などあるは皆栲つ布
 白きと掛たる枕詞なり又古事記ふ栲繩之千尋繩打延爲釣
 海人之云々出雲風土記に千尋栲繩持而百結々八十結々下
 云々萬葉二に栲繩之長命乎栲繩能千尋爾母何等云々など

見ゆ就て按るに上古は神社に引延注進繩にも栲繩をもて
 せしを中昔の頃藁もて綯る索に換たりしも尙古のさまを
 殘さん爲木綿垂を挾めるならん前に引るト部氏の説は藁
 しなまを尙古の狀も扱此尻久米繩ちふ物ハ神代の權輿と
 同しかるべく思はる扱此尻久米繩ちふ物ハ神代の權輿と
 して今も尙神社は更なり齋場又は新に家立すべき地相撲
 場などに至まで引延わたす故は其延廻たる裏へは清淨地
 と化邪神妖魔をして窺ふ事なからしめんが爲なるぞかし

幡並比禮銚之事

神代紀に伊弉册尊生火神被灼而神退去矣土俗祭此神之魂
 者用鼓笛幡旗歌舞而祭矣とあり又神祇本源に長白羽命也
 用天香弓六張叩弦也即高幡上金鷄居云々又神功皇后紀に
 皇后選吉日入齋宮親爲神主即命武内宿禰令撫琴喚中臣烏

賊津使主爲審神者因以千漕高繒置琴頭尾而云々とあるを
 思ふに幡を祭場に立るとは神代の遺跡にして尤吉例とせ
 しならんうは公事根源朝賀の條ふ武官萬歳の旗をふる也
 いと目出たき儀式ども也と見江又景行天皇十二年條に周
 芳の神夏磯媛といふ者賢木の枝に劔鏡玉を取着て天皇へ
 獻れる時に船舶に素幡を立て出迎しとなど思合せて悟る
 べし内裏式元正受群臣朝賀とある條に前一日設御座於大
 見ゆ之を四神旗と云此は專唐例を學ばれし後武旗云々と
 世の物なれば求めて神社に建べき物にはあらす小右記寛仁
 元年賀茂行幸時宣命に金銀乃御幣爾錦蓋劔平劔唐組平
 緒御弓御矢御棒云々進天利行幸給布とあり御棒はかひなる
 比禮棒を用ゐらる社に昔より又大嘗祭儀式ふ兵庫寮立
 神楯載於大嘗宮南門東西とある處の便蒙し神棒は柄の太

さ七寸廻鏝には金箔を貼身には銀箔を貼る鏝の下に大和
 錦の比禮あり比禮の末三にさけて三なから其端とかれり
 此棒は大嘗宮の南門の外の東西に一竿ツ、地につき立る
 昔は此棒八本なりとある以て比禮棒の製を知るべし

高案并置座之事

神祇令に神祇官以筥四合居八足案二脚云々とある以神事
 に用ゐる案は八足なると明けし其寸法のは延喜式に棚
 案長三尺廣一尺三別脚案長二尺九寸廣一尺七寸楮案以檜爲之
 案長三尺廣二尺四寸水案長三尺六寸廣一尺八寸懸案長一尺五寸廣
 尺五寸左着擇案長四尺八寸廣一尺八寸板案長三尺廣一尺八寸
 枋長各八尺厚一尺七分盛案長四尺一尺廣一尺八寸中取案長九尺
 案長三尺厚八寸厚八分然と今是を製作んには其社の都合に依べ
 一尺九寸二分とあり然と今是を製作んには其社の都合に依べ

し又置座のと大祓詞に天津金木乎本打切末打斷氏千座置
 座爾云々と見は又木工寮式に以木爲之長者二尺四寸短者
 一尺二寸各以八枚爲束名稱八座置長短各以四枚爲束名稱
 四座置云々と見ゆ大祓詞に天津金木とある力ナギとは若
 の本末を切去てろを黒木の贖物を置くに用ゐる臺を云ふ也
 時人々より出さしめたる易るをナギノ机と楮とを束と爲す
 然るに後には黒木の楮とあるをナギノ机と楮とを束と爲す
 を作る也此に楮案といへるをナギノ机と楮とを束と爲す
 と訓べきに削さる木を以て作れるナギノ机と楮とを束と爲す
 爲束名稱八座置云々とあるも轉るの注座の數の多しそ
 は大祓詞に千座置座爾置座の造かたに附
 を云ふに置座の造かたに附
 たる名はあらざるかたに附

黒貴白貴之事

儀式大嘗祭の條に黒酒二瓶 各納一石五斗以白木盤爲蓋覆
 其葺表以檜葉理以班席帖布敷下結以木綿載六角黒木與
 網飾以藁葛擲丁各八人部領左右各二人 次白酒二瓊部領擲

丁同云とあり又延喜式に白黒二酒料云云其造酒者米一
 黒酒云云以二斗八升六合爲藥七斗一升四合爲飯合水五斗各
 石云云以二斗八升六合爲藥七斗一升四合爲飯合水五斗各
 等分爲二瓊得酒一斗七升八合五勺熟後以久佐木灰三升和
 合一瓊號稱黒貴其一瓊不和是稱白貴云云とある以て其釀
 造法は詳なり大嘗會便蒙ふ白酒といふは常の清る酒なり
 の黒胡麻の粉を振る又大裏式に今日波新嘗乃直相乃豊樂
 云々と云ひ置れき又大裏式に今日波新嘗乃直相乃豊樂
 聞食日爾在故是以黒伎白伎乃御酒赤丹乃穂爾食 恵伎 罷止
 爲天奈常毛賜御物賜止久宣と見は又萬葉に天地與久萬氏
 爾萬代爾都可倍麻都良牟黒酒白酒乎などあるも皆新嘗祭
 獻れる例を云るなれば新嘗祭には黒貴白貴を醸造りて
 獻るぞとかるべき因云公事根源六月卅日條に供酒一夜
 一夜をへだつる竹葉の酒なれば一夜酒と申なり又は七月卅日
 けとも或文にあり云々この酒は造酒司けおより七月卅日

まて日毎に奉る也と見ゆ依て白酒黒酒を造りて
奉り難からん向は此一夜さけを獻るふよろし

御饌調進心得之事

祝詞式に御服明妙照妙和妙荒妙五色物云云御酒者麴能閉
高知毬腹滿雙_五和稻荒稻爾山爾住物者毛能和物毛能荒物
大野原生物者甘菜辛菜青海原爾住物者鱸能廣物鱸能狹物
奥津藻菜邊津藻菜爾至_萬如橫山打積置_五奉云々と見
たるか如く御服料の絹布を始め海川山野の種々をば諸祭
祀ともに獻るべき物なれど此をたに意の如く精選して進_進
るとは難かるに四時臨時の祭祀の中には甚得がたき幣物
ありうは祈年除蝗兩祭の白馬白猪白鷄祈雨の黒馬止雨の
白馬風神祭の金麻笥櫛持新嘗祭の黒貴白貴等の類是也然
に此等の幣帛は深き由縁ありて上古_古獻り來れる物なれ

ば必獻るへきと素より也されど時としては求得がたく且
府縣社以下の田社ふては進らんとするも力及ずして獻難
からん時へ其品に代るに何品を用おたらんには古實に叶
ぞと深く注意せずばあるべからず亂_事を計らば神を誣
人を欺くともあらん畏べし慎べし_{因云本篇祈年祭の條に}
には圖料を作りて獻るなとよかりなんと云しかと又接る
に右三種の代には白布を獻る古義なるべき其の台記に仁
平元年二月四日右少辨資長申云祈年祭猪近江國未進者云
々九日庚戌近江目代俊弘申云郡司申云祭前十餘日狩猪不
得之連日狩獵于今無得先例如此之時用代物先即見北山抄
四承平四年六月月次祭馬代進調布八反任彼例可以調布八
反爲猪代之由仰了以同凡神事に火を忌とは今更に云迄も
趣_趣仰史とあれはなり_凡神事に火を忌とは今更に云迄も
无_无とにはあれど神饌を調理する忌部の役に當れる者へ殊
更_更に火を忌水と撰ふ等を始め百事に心と用おるべし其は
延喜式に忌火庭火祭また御川水祭等のことあるを以て悟べ

既に本文云るが如く神事潔齋の時先火を改め水を
 撰ふ祭忌籠の都合を計り三日或は五日を前に立べし其文
 御事所重輕服僧尼不淨云々不可入矣と記すべし社家朝更
 神事散齋致齋を惣て云々素焼の土器を用ひ銅の
 飯を炊く鍋釜等類に茶をみよと素焼の土器を用ひ銅の
 器を用ひる等類に茶をみよと素焼の土器を用ひ銅の
 鳥帽子を放さる由也實に敬神の御饌に感す
 依て此役は當れる者には此例の倣ふべし
 再拜拍手之事

大神宮儀式帳に玉串進畢四段拜奉互短手二段拍一段拜又
 更四段拜奉短手二段拍互一段拜奉畢一段は二打を云るな
 り此内間の一段拜とあるは笏を扱とる毎に一揖屈伏する
 を云る也故に拜の數より入す拜は四段々々合て八拜也拍
 合は二段なり又四度拜奉手四段拍又後四度拜奉手四段
 拍畢退膝は所謂退手なり故に先四度拜奉り手八打また四
 段拜奉八開手拍互短手一段拍拜奉又更四段拜奉八開手拍

段拜奉八開手拍互短手一段拍拜奉又更四段拜奉八開手拍
 互短手一段拍即一段拜奉八開手と云る也又大神宮式も再
 拜兩段短拍手兩段膝退再拜兩段短拍手兩段一拜訖退出此
 短拍手と云る又延喜式に官司宣祝詞訖物忌内人奉幣帛案
 齋主并祓官以下再拜拍八開手次拍短手如此兩遍既而祓官
 退出又大嘗祭儀式五位以上共起就中庭版位跪拍手四度
 度別八遍先神語所謂八開手是也皇太子六位以上相承拍手亦
 如之と見ゆ也大嘗會便蒙に常の拍手は二打の拍手は
 三十二也やひらでと云と見ぬたりは八打を云へる
 云れしは短手の四度なり又八開手と云れしは一連に八打を
 也然るを便蒙に四度づゝ八打を云へる
 度をなる片手拍一段と云るは八打を以て諸手拍一段とし四打
 の別あり思ひ誤るべからず又中右記に拜八度先四度次拍
 手次四度又手打是名兩段再拜と見ゆ又江家次第抄に兩段

再拜者兩段之間有小揖云々又同抄祈年祭の條より上卿拍手作法不令有聲上卿自拜の特には掌の本を合せさきばかり同抄に大原野祭朝使以下皆六拜とあり又正應六年七月十六日公卿勅使記に勅使宸筆宣命笏仁取副天御拜四箇度拍手兩段又御拜四箇度拍手兩端但後兩端手被畧之云々又嘉曆三年九月十日公卿勅使記に勅使宸筆宣命を笏に取副て御拜云々と見ゆ因云神拜にハ笏を用ゐベシ今世扇を把てて拜すベシ是は貞觀格に住吉平岡鹿島香取等祝禰宜皆把笏自餘神社未預此例祭祀之日拱手從事云々とある以知る拾芥抄中末舞蹈事とある條に再拜置立左右左居左右左取笏立再拜とあり此に置ハ笏とあれハ下より置ベカラ荒小拜立再拜とあり此に置ハ笏とあれハ下より置ベカラ荒木田經雅の延曆儀式解に當宮にて今の世の拜ハ大神宮年中行事よりて行ふ也其拜のさま八度手兩端云々拍手ハ

四を一段とするを八を一段とするとの異あり云々とあるなとを思合せて辨知るべし此條にハ云々ハしきと多カ

御鹽湯行事

此の行事のと儀式に神祇官中臣一人率神部等持祓麻鹽湯灑潔供神物並雜物云々又大神宮年中行事に禰宜次第在禮御鹽湯内人御鹽湯奉仕先御饌次別宮御饌云々又年中在御鹽湯神事遲參禰宜不合御鹽湯者不從神事法也と見ゆ又貞觀儀式平野祭條より皇太子於神院東門外下馬神祇官中臣迎供神麻灌鹽水訖就休息舍先是進一人率執幣舍人至神院東門曳神麻灌鹽水共至祭場云々とあり又古老口實傳御鹽湯本縁之事とある條に桃柏鹽三種合以為湯也以柳柏葉枝等拂灑之とあり又年中行事に御鹽湯小土器入白鹽以柳枝以獻之など見ゆ

就て按るに御鹽湯といふ稱は古老傳に見えたるが如く桃
柏鹽等の三種と水と混合て湯となし柳柏等の枝葉を以て
供神の物は云も更なり百物に灑て祓清る行事なるが故に
御鹽湯と稱ると柄し然ると後に畧ては鹽を水に化し又畧
ては白鹽のみ土器に盛神の枝もて之を振灑ると成ぬるも
尙古のまゝに御鹽湯と稱すると明けし因云仙境の湯を記
とて萬病を治る藥の法あり其法は盥を水に入湯となして
其を温み人の熱を御鹽湯の義と聞き考べし又云漢土に邪
氣を除く術に似たるあり禮檀弓注桃辟惡鬼神畏之王華惡
も此行事に似たるあり禮檀弓注桃辟惡鬼神畏之王華惡
高廟神靈以桃湯故に神事の時に此行事をも正しく爲べし
酒其壁と見たり

散米行事

延喜式大殿祭條に御巫等散米酒切木綿殿内四角とありて
又祝詞式の注に今世産屋以辟木束稻置於戸邊乃以米散屋

中之類也と見え又儀式の同條に神祇官以筥四合一合納玉
木綿一合納米云々中臣忌部御巫等以次入仁壽殿進紫宸殿
散米一人至忌部執玉懸殿四角次御巫等散米酒切木綿殿内
承明門散米忌部執玉懸殿四角次御巫等散米酒切木綿殿内
四角云々あり因云大殿祭に玉を四隅に懸るとは前に引
より懸玉易るに深草燒の土錢を緒に貫て四角に掛らる
るとと成よし由又之を土錢と稱する故は其形錢の如くなる
の條に云べきを念れたり新殿祭に散米行事をなせるは
本篇にも云るか如く大殿祭と同義なれど遷幸の時よ之を
行ふ故は皇御孫命御天降の時よ虚空暗冥して御倍從の神
等道に迷ひ給ふほどなりしが大御手すから稻穂を採給ひ
て投散し給ひしかば虚空清明しとある御古事のあればなり
神於呂志神阿計之事
古事記よ故天皇坐筑紫之訶志比官將擊熊曾國之時天皇控

御琴而建内宿禰大臣居於沙庭請神之命云云此段に請神之
 降神行事を爲給へるを請給ふには大神宮年中行事に以笏御
 琴搔三度警蹕在次奉下神其御歌阿波利也遊波須度萬宇佐
 奴阿佐久良仁天津神國津神於利萬志萬世云々また御巫内
 人三度御琴搔警蹕之後奉上神御歌如本但所奉下神御名申
 今度歸御申とあり又太神宮建久年中行事六月十五日の條
 に御占神事云々御巫内人冠衣自外幣殿鴉尾御琴請件御門外
 東方候御殿向先詔刀申云云次以笏云云以下とあるを引て
 正卜考に阿波利也按に阿波利也の阿波利也は遊波須度萬宇佐奴は樂遊者爲と不申と聞はありす
 例然る遊波須度萬宇佐奴は樂遊者爲と不申と聞はありす
 眞情あり歌ひ出せり阿佐久良爾天津神國津神於利萬志萬
 世阿佐久良爾天津神國津神於利萬志萬
 阿佐久良爾天津神國津神於利萬志萬

も此なる説置れしを見て知べし又伯家部類と云書主
 上大嘗會降神御祝文とあり其文に是朕我奉留神衣乎羽植
 雄乃織留文布棚機姫乃所織留和衣乃神衣登諸神達乃御心
 平介久御魂懸能神物登受賜陪止八度拜志氏奉獻留云々諸
 神等受介幸比氏此乃文布繪帛乃清淨久明潔爾御魂依託利
 賜比氏云々と見ゆ謹て此の御文を拜讀するに普通の祝詞
 あるのみ就て按るに祝詞を以て神於呂志をするもよかる
 べし古事拾要元日此の行事の時殊更に恭敬を盡すべし
 其は古事拾要元日此の行事の時殊更に恭敬を盡すべし
 帳臺に着給ふを思ふに古は神祇を尊
 前とあるを思ふに古は神祇を尊
 み給ひしとを察ひやられて畏し

和琴鴉尾之事

儀式に和琴二面各長六尺納袋盛花足云々又延喜式に鴉尾
 琴一面長八尺八寸頭鴉尾廣一尺八寸とあり又本朝事始と和

琴_{止古登}也。麻上_{古天津}神樂奏_{命加奈止美}命製之。但_横雙六張_弓。以_{狙乃乎賀世緒茅}以須雅乃葉_{左右手奏}故。又號須賀古止_有。須賀々幾乃調_{以此爲濫觴}。と見_{又神祇本源}と云書_{に古語}。云御琴_{神金鷄命孫長白羽命也}。用天香弓_{六張}。叩_{絃也}。即高幡_{上金鷄居}。因_{以象也}。故名_{之鷄尾琴也}。今世號_和。などあるを以_{想ふに和琴と稱する物も鷄尾琴と云物も其濫觴の一なれ}。とも其名稱の異なる故は儀式ふ載られたるが如く其丈六尺なるを和琴と稱し又之に二尺八寸の鷄尾と造添て其長八尺八寸なるを鷄尾琴と云る事炳しうは和名抄の梧桐日本琴一面とある條の注に天平元年十月七日大伴淡等附使監贈中將衛督房前卿之書所記也體似箏而短少有六弦俗用倭琴二字夜萬止古止大歌所有鷄尾琴止比乃乎古止倭琴首

造鷄尾之形也とあると以知べし。因云大歌所の鷄尾琴は後由_{隨筆に見たり}。抑此和琴は神樂の時へ更なり降神行事には心用おるべき例なれと甚得かたき物にしあれば降神行事には和琴に易るよ神依板ちふ物を作りて用おるぞ宜かるべき事と云とせらるる時古は鷄尾琴を用ひられし由式帳に見_{伊勢の神宮にて毎年六月十五日に御琴占の神}。にて幅一尺餘厚一寸餘の檜板を笏にて_{長二尺五寸}。ばか_{らる}。く由也此即神依板なり_{又云神依板の}。と萬葉九に神南備_{神依板爾爲杉乃念母不過戀之茂爾と見}。あ_る。なるへし。

警蹕稱唯之事

内裏式元正受群臣朝賀條に御前命婦二人褰御帳云々宸儀初見執杖者稱警蹕群官警云々とあり又大嘗祭儀式に戌剋御廻立殿不警蹕入御之後殊禁高聲とあり便蒙よ警蹕の先を

出御の時なと人々つくとしなみよくのいましめに近衛の將
 上りて常の御出には必警蹕せざる也と説置れしを見て遷幸
 の誤り也常の御出には必警蹕せざる也と説置れしを見て遷幸
 渡御は時高聲を禁又江家次第に内膳入自月華門供御膳
 止すべきとを悟べし又江家次第に内膳入自月華門供御膳
 云々南階第一警蹕部等八人相並登と見又繼體天皇紀元
 年の條一肅整容儀警蹕前驅などあるを想合て其仕奉るさ
 まを悟るべし山田遺稿に警蹕はケエーイーと稱ふ蹕はヒ
 と云是御膳の警蹕也又拜賀の御膳を供する時はチーイ
 やイーと唱也是をコオヤザキと云又御車をやり始る時は
 一と唱也是を見たりされと此は後世の定なるべし
 のと大嘗祭儀式一參議已上就坐大臣喚召使稱唯云々内裏
 式一命乎衆諸聞食與止宣皇太子先稱唯次親王以下共稱
 唯云々とあり又大被詞に被給比清給事乎諸聞食止宣百官
 とあり稱唯音聲のと世俗淺深秘抄に稱唯時蹕蹕口蹕蹕時蹕
 口蹕也とあり又大被詞に被給比清給事乎諸聞食止宣百官

上あるに依て字々云々と云々と心得るに塞口とは云也塞口
 なる故に開て口と云りこれらに於て乎と差別あるを知
 べし云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
 山田氏の説と前に記せし又稱唯音聲のと續日本後紀に承和
 九年五月中務大輔從四位下高階真人石川卒從四位下淨階
 真人之子也云々俄遷少納言父子相襲居斯職以富聲音也時
 論以爲稱唯之音細而且高猶勝於父と見たりの聲は其始
 を字々細く云出中頃より末へかけては乎
 やと高く唱ふべきものにかけるは乎
 祝詞并祭文之事

古事記石屋戸の段一天兒屋命布刀詔戸言禱白云々とあり
 此神祭の時一祝詞と奏する濫觴也されど其詞いかなりし
 よや古典に洩たるは甚をしきと也就て按一益汝命而貴神
 出坐乞開戸而御覽焉と白給ひしならん其は何を以て志か

云ぞとなれば同記よ天、宇受賣白言益汝命而貴神坐故歡喜
 咲樂と見に又古語拾遺に令天兒屋命相副祈禱云々乃太玉
 命以廣厚稱詞啓日吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命乞開戸而御
 覽焉とあるを以知るなり此時に八百萬神達天照大御神
 を石屋より招出し奉らんと思ほすの外なし就て按るに天
 兒屋命も太玉命も宇受賣命も皆同詞もて祈禱をし給へる
 と疑なし天兒屋命のみ別なる祝詞を奏し給ふべくもあら
 ざるを察べし今世の神祭も亦然也衆人の乞が隨に祝詞を
 ば選文して奏せ例たり又神代紀に使天兒屋命掌其解除之
 平心にして考ふべし
 太諄辭而宣之焉と見たり此即大祓の時に中臣氏の祓詞
 を告る權輿なり解除の詞を太諄辭と云るといふかと思ふ
 等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍とある哥は即ち祓
 詞を太諄辭と賦る哥なる伊比波良倍と在にて詳也又祭
 文のと拾芥抄に宮畔祭文とありて其文に惟永承某年某月
 壬午年加中仁月乎擇比月加中仁日乎擇比日加中仁時乎擇

天掛卷毛畏支宮畔四柱笠間乃廣前仁官位姓名恐見毛申久
 絹波乍編綿波乍結進物波高杯加彌高仁飯乃方毛利仁清酒
 乃早仁堅酒乃堅橋乃忽仁餅乃持榮仁鯛乃平仁鱒乃彌益々
 仁鯛乃好々美仁鮑乃片岡仁蠟乃搔寄天替乃庭佐良順嚴久
 聞食受納給天壽長久身全志天天地乃不祥内外乃惡事未萌
 以前仁兼天波遠久拂比退介給天官爵如意仁叶志米給天萬
 世仁子孫繁昌門止有米志夜乃守日乃守仁常磐堅磐仁守幸
 戸給閉止恐美恐美毛申と見ゆ就て按るよ祝詞ちふも祭文
 ちふもとも神祇に奏上る詞なると明けしされど詔戸ち
 ふ言葉は鈴の屋翁の説の如く宣説言の義よて善に附惡に
 附其事からを上へ申し又下へ告るにも云へる甚廣き詞也
 然るに祭文ちふも神祇に奏上べき詞と記せる文なる故よ

かくは云なるべし因云近來祭文を恒例臨時の差別も
得ぬるもあれと此は細からざるかた也臨時祭は其度毎
に主義も異なれと祭文を新に選すべきと素よりなれど
恒例祭の如きは昔より同義を以て毎年齋祭の祝詞をしめ
之を新にするは無益の也殊に近來自選の祝詞を捧持て
高聲に讀上る者ありこは甚き誤なり命か又れと大祝詞は
慎むには捧持て高聲に讀誦するもよかるべけれと其他は
奏上すべきと也

玉串行事作法之事

大神宮年中行事に祭主官司各束帶云々參玉串行事所御鹽
湯所禰宜各束帶著清衣木綿件麻自長云々玉串大内人物忌
父等皆衣冠云々山向内人鋪設調半疊祭使引裾進寄跪候半
疊于時玉串大内人進寄自山向内人之手請取鬘木綿奉使使
差笏手一端請取着用後拔持笏互拜後被着本所後官司引裾
進寄鬘木綿同前同自山向内人手請取御玉串二枝奉之官司

又一端請取左右手各棒持一枝互禮起座進參北向立南屏垣
前次一座引裾跪件半疊左玉串大内人自山向内人之手請取
御玉串四枝奉之于時一拜差笏一端先左取左二枝次右取右
二枝一拜立右進參南向立南鳥居西柱下二神主以下同前西
列立次玉串大内人自山向内人之手請取御玉串八枝立禰宜
次玉串行事是也神云玉串神每枝結付木綿也抑神主玉串于
大内人物忌等着用之鬘木綿手撥各自宿館着用之例也于
時次第參入引裾各立向官司對拜於四御門在御鹽湯云々使
起座引裾於八重榊前東南之石壺拜作法如常詔刀被讀進云
々詔刀畢抽笏拜著本座今日官司玉串大内人取持玉串置前
起座進參一拜差笏請取官司之榊官司拔笏互拜後玉串大内
人以件榊奉一座一座所勞榊置前一端請取之取榊之時打手
每度玉串大内人立退拔笏一拜後着本座于時大物忌父兄部
儀也

蹲踞一、座大物忌、父荒木田名召、唯稱參、御前蹲踞拜、後差笏給、
玉串、一座取、持以前、手玉串、禮後大物忌、父左歸、奉納、玉串御門、
東、左脇、歸着、本座、于時官守物忌、父兄部蹲踞、于時一座召、宮守
石壘上、名唯申、進參、給、御神、次第同前也、云々、畢、大内人
物忌、父荒木田、名以所帶之御玉串四枝、奉、件、御門、右脇、石壘上、歸着、本座、抑、三色、
物忌、父等并、玉串、大内人奉、御神、於玉串、御門、左右脇、石壘上、之
時先於御戸、中間、乍、持、御神、一拜、御前、之後、抽、笏、一拜、置、御神、處、
之後、歸也、又奉、置、時、先、置、左手之御玉串、次、置、持、右、方、手、神、也、又
交替人之時、以、我、左、手、持、渡、人、左、手、以、我、右、手、持、渡、人、右、手、更、无
違、又請取、人手、神、時、同、手、必、在、御神、事、畢、拜、八度、開、手、兩端、奉、祈、朝
廷、其後各起、座、云々とあるを、よく讀、て、辨、知、べし、

直會之事

延曆儀式に諸司人等并諸刀禰等皆悉、直會殿就座給、大直會、
云々とありて、又其式のとは年中行事に詔刀讀畢、又拜、右、立、
拜、左、輪、裾、取、直、本座、歸、于時一同蹲踞、拜、手、一端、平、伏、又三方如、
前神酒獻退、揖、候、拜、手、同、前、如此、三獻畢、一同座起、次第一禮退、
出、云々、于時三方、御饌、直會物忌、父等調進、配膳、副物忌等之役、
也、大物忌、父兄部勸盃、參、一座、手、在、一端、請、取、吞、畢、請、二座、被、獻、
後、大物忌、在、禮、于時大物忌、父本座、販、次々、勸盃、各、一端、畢、玉串、
大内人、无、勸盃、酌、配、膳、駈、使、勤、之、同、役、人、大物忌、父子、良、母、良、獻、
後、又一獻、今度、非、勸盃、只、御盃、取、上、獻、一座、取、之、二座、令、禮、請、吞、
給、次、又請、吞、仍、三獻也、其後大物忌、父御箸者、不、申、申、于時各、三、
方、御饌、餅、少、切、截、食用、御費等同、食用、後、自、末座、御前、撤、云々と
あるにて、知、べし、
因云禁中恒例行事畧豐明節會の下に昨夜
新穀并白黒の酒を天神地祇へ供させ給ひ

て今日は天子も聞食臣下へも賜るによりて節會を行はる
直會の節會とも云續日本紀宜の詞になほらひの豊の明り
聞しめすと有
是也と見ゆ

御正體御靈代之事

大神宮儀式帳御形新宮遷奉時儀式行事とある條に正躰乎
波禰宜頂奉豆云々と見江たる御正躰とは即八咫鏡を云り
此の御鏡を御正躰と稱奉れる故は正に大御神の御體の義
なるぞかしろは古事記に天照大御神云々詔者此之鏡者專
爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉と詔給ひし由見江又神代紀
に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡
當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡云々とありて又古語拾遺
に至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故云々仍就於倭笠縫
邑殊立磯城神籬奉遷天照大神及草薙劍云云なとあるを思

合せて悟るべし儀式帳に天照大御神の大御形をのこすは正躰
あるとなと記し其他は皆御形何々と記されしは由
るべしと記し謹て按るよ伊勢神宮に齋奉る神鏡は正に大御神
の御正體と稱奉るへき御神寶なれど其他の神社に齋奉る
御神寶は神代より其神の御由縁あるも此を御正體とは稱
奉り難くころ其は何を以てか云ぞとなれば既に前條に引
る古事記又日本紀に記載せられし詔勅のあれば也熱田の
神劔日前國懸兩社の神鏡の如きハ伊勢の大御神と共に天
孫降臨の御時に持降り賜ひし神寶よはあれど大御神の御
正體とます八咫鏡とは自ら別あるが如く思はるゝ也うは
古典をよく讀味て悟るべし因云御靈代と齋祭らんよは玉
鏡劔は更なり賢木にまれ笏よまれ或ハ石にまれ其神社よ
齋祭れる大神に由縁ある品ならんには何品を用ゐるもよ

かるべし先玉を以御靈代と齋祭られし神社の例を云は筑前風土記に宗像大神自天降居崎門山之時以青蕤玉置奥宮之表以八尺紫蕤玉置中宮之表以八咫鏡置邊宮之表以此三表成神體之形納置三宮云々と見は又神名祕書に太玉命靈形瑞八坂瓊之勾瓊奉藏圓宮云々とあり又鏡を以て御靈代と齋祭られし神社は紀伊の日前國懸兩社大和の大三輪社と始め其他數社あり古語拾遺に令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄少不合意是紀伊國と見は又出雲國造神賀詞に大穴持乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天已命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛瓊玉命止名乎稱天大御和乃神奈備爾坐云々と見はたり又神劍をもて御靈代と齋祭らせらるる神社は熱田神宮を始め石上布流社常陸の鹿島等數社あり

熱田神劍のと古語拾遺に草薙神劍者尤是天璽自日本武尊愷旋之年留在尾張國熱田社外賊偷逃不能出境神物靈驗以此可觀云と見は神劍にはあれを思ふに日本武尊の御魂も添りて御稜威を振ひ給ひしなるを思ふに日本武尊の御魂も又石上布流社の御靈代のは日本紀に詳也扱同紀に見はる處を抜抄して其大意を記さば神武天皇東征し給ふ時高倉卒も悉く寤たり故に此太刀を齋來りて獻る木國熊野に到坐て邪神の毒氣に中まして齋來りて獻る坐ぬ皇も軍卒も悉く寤たり故に此太刀を齋來りて獻るお命を召て詔答て白く寤たり故に此太刀を齋來りて獻る男命を召て詔答て白く寤たり故に此太刀を齋來りて獻る上等平坐し詔答て白く寤たり故に此太刀を齋來りて獻るよ宣給ひし彼國は專ら汝が平糴した國喧擾有けり吾雷國の宣給ひし彼國は專ら汝が平糴した國喧擾有けり吾探天の高倉下か倉の棟を穿ち其處より故に石上布流社に齋祭申す此神劍の號をば御靈代とせられし例を云は神名

祕書に舊記曰天兒屋命靈形笏坐賢木二枝坐天石戸開之時
天兒屋命捧持祝詞散拜鎮座笏賢木也と見ゆ又石を以御形
代と祝奉れる神社の例を云は伊勢神宮の末社大土神社以
下凡廿社ばあるも此へ皆倭姫内親王の祝定給ひし由
儀式帳に見たり石を以御靈代と爲と契あるなるべし
陸國上言鹿島郡大洗磯前有神云々夜半望海光耀屬天明日
有兩怪石見在水決高各尺許體於神造非人間石云々と見ゆ
合すべし又神影を造りて御靈代と齋奉れるともあるなる
べし其ハ儀式帳月讀宮の下に御形馬乘男形云々と見ゆ又
吾信乃國諏訪郡建名方宮神社の御影なりとて馬乘弓矢を
手挟み給ひし神形の寫圖を拜見せしとあり此即御靈代義
かなる

御幌御壁代之事

延喜式伊勢神宮年料供物の條に斗帳一具壁代帳十一條幌

三條年縫殿寮縫備毎と見ゆ又延曆儀式に寶殿御幌云々元中錄
土宮遷宮記に本殿御幌之玉串内人掛新殿御幌御飾之時又同
預置掛之云々私曰御幌之縫目外向掛是即敬神也と有
書に正殿内壁代帷とあり又延喜式造備雜物とある條に壁
代紗帳一具と見ゆ按るに御幌御壁代等儀は白綾又紗など
ある帷の字名目抄にカタビラと有を以云悉周曰帷とあり
しは字書に帷爲幔也と見ゆ又帷上下四旁悉周曰帷とあり
とせば白布と紺布とを縫合たる幕と云幕とは帷とあり
を云る也又云班幔とて緋帛黃帛縹帛等をして屋形をなせる
縫合せたる物あり此は延喜齋院式に見ゆ又云御幌御壁代
の縫合せかた等の如きは神社祭式に就て見るべし

神輿御船代之事

日本紀畧に正曆五年六月廿七日丁未爲疫神修御靈會木工
寮修理職造神輿二基安置北野船岡山云々とあり因云古實
是は天子被召與也其形飾等如神輿也但舉行又御船代の
輿輿輿行開輿とあるもて其形狀を悟るべし

と大神宮儀式帳に正體御船代一具長六尺四寸廣また御船代一具長七尺五寸内五尺七寸深一尺また相殿神御船代二具長四尺廣二尺五寸高二尺一寸尺廣一など見ゆ按るに御船代には定れる寸法なくして其神社の御正體御靈代の大小に隨ひて製作せらるゝ趣きなり因云同書新造宮御裝束用物事とある條に御船代内敷小綾帛御被二具別長各八尺於覆帛御被一具長八尺次小綾紫御被一具などあり就て遷幸儀式の時は此例に倣ふべし

絹笠刺羽之事

大神宮儀式帳新宮遷奉御裝束用物事とある條に菅御笠二口とありて又荒祭宮の條に菅蓋一柄口經五尺五寸金鏑云々と見ゆ大嘗祭便蒙に菅笠の菅もて作れるさしかけ笠を所に見ゆ別長柄あり柄の末曲りて少し下る其曲たるを貫きて紐の如くにして尾の長からぬ鳥を作らる環に通したる

物にて其柄を持て蓋を天子の御上へ差覆奉る又蓋の裏の正中に圓かに小く出たる処ありて是を網にて貫き其末ヲ左右へ分て此をどる云々とある又絹笠のと内宮長曆送官符に赤紫綾蓋二具各五尺七寸裏緋綾副緋綱二條長各二丈柄長一丈參尺頂金銅鉢形黒漆平文金銅桶尻骨柳枝各四尺五寸末蕨形金各四枚長各四寸本末并判張木本岳蟹瓜各二寸頂并肆角上覆錦花形赤紫綾組柳條長各一尺張緒着緋九組柳條長各二尺各在志倍金總と見ゆ又儀制令に凡蓋皇太子紫表蘇芳裏頂及四角覆錦垂總親王紫大纈一位深緑三位以上紺四位縹四品以上及一位頂角覆錦垂總二位以下覆錦唯大納言以上垂總并朱裏總用同色とあり按るに菅笠は圓笠は方形なると炳しされど其製造は同し別柄にて絹笠は今佛家に用ふる天蓋と云物の形如くならん思ふに彼天蓋ちふ物は衣笠を又刺羽のと大神宮長曆官符に紫刺羽二

柄柄長各一丈四尺二寸經二寸黑漆平文羽長三尺六寸五分
廣三尺三寸金銅桶尻蟹目金釘參十隻大節金二枚長各五寸
八分廣一寸六分中節金上下並陸所小節金上下肆所廻裏錦
片面廣八分在黑漆平文筥云々又延喜式遷野宮裝束の條
菅翳二具笠二具刺羽一枚など見ゆ就て按るに其製二種あ
るあるべし扱この刺羽ちふ物は執翳役をして遷座の時
神輿の上へ差覆はしむる物也古實拾要に天子御即位の時
高御座に着給は官女高御座
の兩脇に列立し團扇を持って件
高御座の上に覆とある以詳也

筵道敷設之事

大神宮儀式帳より行幸道布敷云々又元祿三年土官遷宮記に
次人長内人敷布道乎伸云々とあり又大嘗祭儀式より出御其
道大藏省豫鋪二幅布單宮内輔以葉薦隨御歩敷布單上掃部

寮隨御後卷之人不敢踏と見は又内裏式元正受群臣朝賀と
ある條より鋪六幅布單於軒廊鋪二幅兩面於其上自後房屬高
座是備人不敢踏云々又江家次第の天皇渡御南殿とある條
より經長橋入自南殿乾戸有筵道などあるを思合て遷宮渡御
の路線へは必敷設くべき物たるを辨知るべし因云遷座
式の時
更荒木田守晨の節御鳥居より内を置道を築くべし常の道よ
り一段高く築上たるも自然石の小石を置り土の流さる爲あり
路の筋あり左右よ自然石の小石を置り土の流さる爲あり
又路筋へ沙を敷り禮
節の義也云々と見ゆ

人垣衣垣之事

太神宮儀式帳に禰宜内人并人垣可仕奉男女等以戌時悉皆
大宮以西川原大祓清即給明衣畢云々人垣仕奉男女等爾太
玉串持捧氏左右分立云々諸内人物忌等及妻子等人垣立互

衣垣曳豆云々又生絶衣垣一條長六尺禰宜一人大物忌一人給、生絶、明衣、二具男衣一領袴一腰女衣一領袴一腰人垣仕奉内人等並妻子等總六十人男卅人女卅人給、白布明衣六十領袴六十腰云々人垣仕奉人夫、鬢並玉串着、木綿糊斤とあり此は遷幸の時に見たりに人の臨視る事なからしめんが爲に御船代の左右へ曳渡し又御形代を鎮祭る時には御前に覆ふ例を云るなれど古は朝廷にて普通に用ひ給ひしならんうは何を以て云ぞとなれば古事記、明宮の段に其山之上、張絶垣立帷幕云々とあればなり因云遷幸の時、都合より行障を用ゐるもよるし行障のと和名抄、唐、鹵簿令云行障六具とあり

弓矢楯矛之事

崇神天皇紀九年の條に天皇夢有神人誨之曰以赤盾八枚赤矛八竿、祠、黑坂神、亦以黑盾八枚黑矛八竿、祠、大坂神、云々とあ

り又古語拾遺に令皇女倭姫命奉齋天照大神云々此御世始、以弓矢刀祭神祇云々とあり又出雲風土記に所以號楯縫者神魂命云々御子天御鳥命楯部爲而天降下給之爾時退下來坐而大神宮御裝束楯造始給、所是也仍、至今楯梓造而奉於皇神等故云、楯縫と見に又大神宮儀式帳神奉行事の條に忌鍛冶内人乃造奉留金人形并鏡鉾種々、物持氏云々などあるを以神社に弓矢盾矛を獻れるとの大畧をば知らるべけれど遷幸の時に弓矢を用ふる故は天祖邇々藝命を天降給、時に天忍日命天津久米命二人取負天之石鞆取佩頭推之太刀取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢立御前、而仕奉り給ひしとある古例に倣へるとならん

神樂俳優之事

古事記に天宇受賣命手次繫天香山之天之日影而云々於天之石屋戸前伏汗氣而踏登杼呂許志爲神懸而掛出曾乳裳緒忍垂於番登也爾高天原動而八百萬神共咲云云又神代紀に猿女君遠祖天鈿女命則手持茅纏之稍立於天石窟戸之前巧作俳優亦以天香山之眞佐岐爲手繼手繼此云以羅比爾爲鬢而火處燒覆槽置覆槽此顯神明之憑談云歌牟鵝可梨此云々なとあるを以神樂の俳優は掛卷も畏き天照大御神天石窟にさしこもり坐し時に大御心を和奉む爲に天鈿女命石窟戸の前にて行ひ給ひし其みてふりをまねびて爲る態なると明けし又粟田口猿樂記といふ書に抑猿樂と申す事を隨一にて侍る其源を申は天照大神天石窟に引こもらせ給ひし時八百萬神たちをうたひ神樂を奏し給ひけるよりた岩戸も開世も明にされば今よ至るまで神社の前人の家にて

も祝言の始には執行ふ倣にて侍る云々とあるが如く猿樂田樂等に至る迄も皆此時の俳優より此出たる態をかし扱上に引る書どもと讀たらんよは神樂の俳優の起元濫觴をば詳に知るべけれど今之を執行はんにはいかん爲ばよかりなんとと思ふもありなん就て延暦廿年十一月勅定の神樂の次第と畧記せん先人長庭火乃前仁出來云鳴高々々二度次不留未不々々々二度次云今夜乃夜乃御神態乃人乃長佐左乃近伊衛利府乃將監己人正伊六乃位乃上奈某姓懸多男古山乃總檢校類豆懸利天下千壽萬歲可御座支興持等事物聞支次云主殿寮佐々々々二度則主殿寮佐唯稱須仰云御火白久獻禮又唯稱須次云男共令立合之各乃才可試支體申多則自其唯稱須次掃部寮々々々度寮人唯稱須仰云膝突給又寮唯稱須次云御笛可仕支男古召須則笛吹參候膝突天

庭火乃笛遠吹了人長仰云本乃方仁候仰云箏築可仕支男召
 須同久參候膝突_{之豆}庭火乃笛同前了仰云末乃方仁候仰云御
 琴可仕支男古召須琴引參候膝突_{之豆}琴仕了奴仰云本乃方仁
 候件三人人長乃命仁隨天兩方乃座仁著了豆引琴之間仁人
 長仰云笛箏築與里安陪隨天笛箏築琴與里安波世多利次云
 御歌多可仕支男召須哥人參候膝突_{之豆}笏遠腰仁着之間仁笛
 箏築乃音留了奴琴獨搔久間仁合兩手天爲拍子天出音須其
 詞云美山仁波安良連布留良之止也末奈留_{庭火}音留之間仁
 人長仰云本乃方仁候立膝突天着坐了奴次末乃哥遠召須同
 前也仰云末乃方仁候次人長申云男共令立_{天女}各才試了奴今
 御神態可仕之狀申_{利多}則自其唯稱了天歸天坐爾着了奴次始
 御神態とありて裏書に取物九種神幣杖篠弓劔餅杉葛各雄

拍子九雌拍子十次韓神_{拍子二十次}御遊了天酒司二度杯給
 則終次舞仕次掃部寮司二度膝着給次和舞乃御笛可仕之男
 遠召須次箏築琴等隨右次第仕天各本座着久次云々とある
 を見て神樂の儀式を辨知るべし_{尙古の式のとに就ては云}
 まり説の長け_{れははふきつ}

忌火燈燎之事

大嘗祭儀式に主殿寮以忌火設燈燎於悠紀主基兩院_{各二燈}
 とあり_{燈燎}便蒙に新に火を鑽て大嘗宮に燈すが故に忌火と云
 は大嘗宮の北端なる黒木の燈樓を以て燈といひ中央なる
 白木の燈臺を以て燎といふ云々昔の燈は布を以て燈柱とす
 今は見たり又同書に伴佐伯率門部設庭燎於南門外と見
 又神樂式に御火白久獻禮かどあるも皆焚火なり扱かく神
 事に焚火を用ふる故は古語拾遺に於石窟戸前覆誓槽擧庭

燎云々とある此れ其濫觴也因云凡禁中の作法神事は更な
挑燈等を用ひ給ふ御例なし燈燎にて事たぬ時には脂燭
ちふ物を用ひ給ふ脂燭の製は裏松入り道殿の勘物ありて近燭
御再興のよし山田遺稿に見たり又云遷座式の時に脂燭
を採者右なるは右手に持左なるは左手に持て横歩すべし
祈禱呪詛之事

神代紀に天照大神驚動云々入天石窟閉磐戸而幽居焉故六
合之内常闇而不知晝夜之相代于時八十萬神會於天安河邊
計其可禱之方云々中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命云
々相與致其祈禱焉とあり又一書に圖造彼神之像而奉招禱
也とあり又古語拾遺に仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉な
ど見たり此れ祈禱とて神祇に幸福を祈る縁也此に祈禱
は表岐と訓べし表岐といひ請求又神祇式に祈年祈雨などあ
また招祈など云ふよおなじる祭祀は皆神祇に幸福を請求乞禱ふ義なれば此等をも祈

禱と云て可あらんか既に神祇令に謂祈猶禱也欲令歲灾不
作時令順度即於神祇官祭之故曰祈年とあるを思ふべし又
呪詛のと神武天皇紀に天皇陟彼菟田高倉山之巔瞻望城中
時國見岳上則有八十梟師云々復有兄磯城軍布滿於磐余邑
賊虜所據皆是要害之地故道路絕塞無處可通天皇惡之是夜
自祈而寢夢有天神訓之曰宜取天香山社中土以造天平釜八
十枚并造嚴釜而敬祭天神地祇亦爲嚴呪詛如此則虜自平伏
嚴呪詛此云怡送能伽辭離云々また同紀に陟于丹生川上用祭天神地祇
則彼菟田川之朝原譬如水沫而有所呪着也天皇又因祈之曰
吾今當以八十平釜無水造飴飴成則吾必不假鋒刃之威坐平
天下乃造飴飴即自成又祈之曰吾今當以嚴釜沉于丹生之川
如魚無大小悉醉而流譬猶披葉之浮流者吾必能定此國如其

不爾終無所成乃沉瓮於川其口向下頃魚皆浮出隨水險喝云々とあり又神功紀に皇后勾針爲鈎取粒爲餌抽取裳系爲緝登河中石上而投鈎祈之日朕西欲求財國若有成事者河魚飲鈎因以擧竿乃獲細鱗魚云々則識神教有驗更祭祀神祇躬欲西征爰定神田而佃之時引灘河水欲潤神田堀及于迹驚岡大磐塞之不得穿溝皇后召武内宿禰捧劔鏡令禱祈神祇而求通溝則當時雷電霹靂蹴裂其磐令通水云々皇后還詣檀日浦解髮臨海日吾被神祇之教賴皇祖之靈浮涉滄海躬欲西征是以今頭滌海水若有驗者髮自分爲兩即入海洗之髮自分也と見ゆ此紀にハ呪詛ちふと爲給ひし明文なしされど神武天皇此時の御作業の呪詛を爲給へる時の様と全同しきを以て詛なるを悟べし又古事記中仁垂卷に科曙立王令宇氣比白因拜此大神誠有驗者住是驚巢池之樹驚乎宇氣比落如此詔

之時其驚墮地死又詔之宇氣比活爾者更活又在紺白檮之前葉廣熊白檮令宇氣比枯爾令宇氣比生爾名賜其曙立王云々などあるを思合て按るに祈禱とは天神地祇に幸福を請求る態なるべし祈禱の文字の思合すべし又呪詛とは神驗の約語なるか釋文よ以禱福之言相要又云加自理は加牟斯留志の約語ならんと思はる故は前に引る神武天皇紀に有所呪着也と詔給ひて祈坐し其時の御作業に心留て味ふべし因垂仁天皇の卷の文を釋じて云ん天皇の皇子に品歳長給ふと雖も命と申し夜と云者如雲りかば御親命く憂給ひて御寝ませる如く修御夢は出雲大神諭給ふや治宮を天皇の御舍に立王給ひて命し出雲大神諭給ふやめんと爲給ふ時に曙立王給ひて命し出雲大神諭給ふやには是爲巢池之木に居驚を立て死し又たちこるん就て活し呪詛ちふて明文はあらざれど此時の御祈も加自理なる也

と疑なし其は神武天皇の段と想合て悟るべし

太占龜卜之事

古事記に於是二柱神議云今吾所生之子不良猶宜白天神之御所即共參上請天神之命爾天神之命以布斗麻邇爾卜相而詔之因女先言而不良亦還降改言とありて又神代紀一書に遂爲夫婦先生蛭兒云々故還復上詣於天具奏其狀時天神以太占而卜合之乃教曰婦女之辭其已先揚乎宜更還去乃卜定時日而降之と見申此即太占の濫觴也されど波々迦を以小牡鹿の肩骨を灼ろの火拆の兆を視て神慮を窺知鹿卜の術はしも天石屋戸の前にて兒屋命の卜合給ひしとあるぞ始なりける其は古事記に天照大御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐云々は是以八百萬神於天安之河原神集々而高御產巢

日神之子思金神令思而云々召天兒屋命布刀玉命而内拔天香山之眞男鹿之肩拔而取天香山之天波々迦而令占合麻迦那波而云々又神代記に且天兒屋命主神事之宗源者也故俾以太占卜事而奉仕焉と見にたるが如く太占の卜術はしも太古の神傳にして中昔の頃迄も皇國に最正く傳はりて世に普く行はれし趣也ろは萬葉十四に武藏野爾宇良徹可多也伎麻左豆爾毛乃良奴伎美我名字良爾低爾家里又十五に由吉能安未能保都手乃宇良徹乎可多夜伎豆云々とある以詳也此我國の書のみならず魏志東夷傳に倭人云々其俗龜法視火拆占兆云々又後漢書に灼骨卜用決吉凶と見ぬ又晉書に其事大車轍灼骨なとある以て我國上古は鹿の肩骨を灼て占せ然るに漢土より龜甲を灼て吉凶禍福を占ふ卜術の參渡來より其便なるに心移のせられけむ鹿の肩骨に

代るに龜甲を用ゐるとはなりぬ鹿骨も代るに龜甲を用
 は得易く殊よ灼たる時擧目されど火拆の兆を視て事の善
 鮮にて見易が故なりと云惡を占ふ法と灼に葉若木を用る等の如きは尙太古の神傳
 なるぞろし扱ふの卜法の概畧と云ば鹿の肩骨にまれ龜の
 甲にまれ形上如此に切て鹿の肩骨には甚薄くして平な
 べし又龜甲を用ゐる時は其表面を研磨し裏を斧もて其面
 削て其厚半分位になし堅二寸五分横二寸許に切べし其面
 に町形として上右左如此筋を入其上をホの位とし南天火の
 兆とし夏とす下をトの位とし北地水の兆とし冬とす左を
 カミの位とし東陽男の兆とし春とす右をエミの位とし西
 陰女の兆とし秋とす中央とタメの位とし虚空土人の兆と
 す之を太占の五位と云又エミトの二方を陰内とし下とす
 又カミホの二方を陽外とし上とす因云以上記載せる文は
ト龜ト相傳聞記と太云

書に依れり細くは本扱かく定置て卜事仕奉れる人まづ前
 書に就て見るべし七日齋し當日になりて卜庭に龜甲波々迦木と始卜事に用
 ぬる品を備置て先卜庭神に祝詞を申し次に神降の詞を讀
 此は前なる神於呂志の條に引る太神宮次に波々迦木の火
 年中行事御占神事の處と見合すべし申を一本取て忌火にて燃しろを吹滅し龜甲の裏より指な
 り其指やうはトの方よりホの方へ指て通ると三斯て其燒
 度次にカミの方に火を指也次エミの方各三度斯て其燒
 ひゞきたる火拆と視て占ふ事ぞさて其占ふ法は火を指さ
 る先に豫此事斯有ば兆形云々ならむ此事然らずは兆形云
 々なれと請祈て占ふ由也其は垂仁天皇紀廿七年八月の條
 に令詞官卜兵器爲神幣吉之故弓矢及横刀納諸神之社云々
 車景行紀三年二月の條に卜幸紀伊國將祭祀神祇而不吉乃
 又駕止之云々又天武紀五年八月の條に丙戌神官奏曰爲新

嘗^ニ卜^ニ國郡^ヲ齋^ハ忌^ハ則尾張國山田郡^ニ次丹波國^ニ訶沙郡^ニ並^ニ卜^ニ十一月
乙丑朔以新嘗事不告朔^ト見^ニ又同紀^ニに卜^ニ天皇病^ヲ崇^ニ草薙^ニ劔
即日送^ニ置于尾張國熱田社^ニなど見^ニにたるを以て悟^{ベシ}此^ノ
のとは云も更なり此の別記に在るを以て悟^{ベシ}此^ノ
きと多かれと豫紙數に定りあれば漏つ尙細くは追て祭式
問答と云書を著述
せん時に云べし

祭典畧解別記終

明治十六年四月十二日版權免許
同 十六年十二月 出版御届
同 十七年十月 出版

定價參拾錢

著者兼出版人

長野縣平民

勝山健

雄

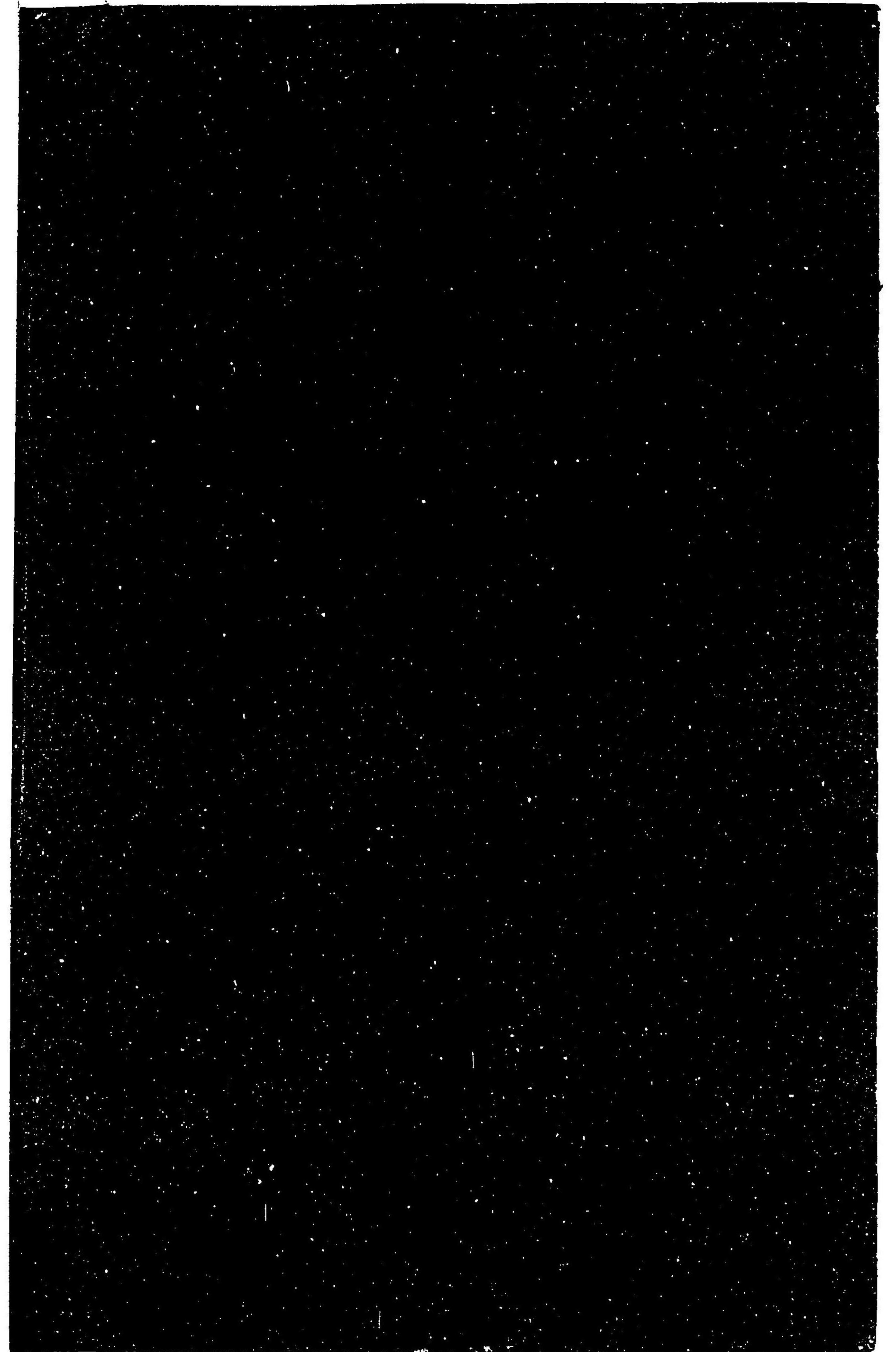


信濃國上高井郡
高井二百十四番地

芝三島町 山中市兵衛

東京發兌書肆 日本橋通り二丁目 稻田佐兵衛

淺草茅町 北澤伊八



卷 35

799

大日本教育會館

一	九	一
一	三	七
冊	號	函

解

別記